

14町市議第607号の3  
2015年 2月 9日

町田市議会議員  
吉田 つとむ 様

町田市議会議長  
上野 孝典



資料要求について（回答）

2015年1月26日付にて依頼のありましたことについて、別紙のとおり回答いたします。



14町都都第255号  
2015年2月9日

議会事務局長

様

都市づくり部長

調査事項について（回答）

2015年1月27日付、14町市議第607号の2にて依頼のあったこのことについて、下記のとおり資料を提出いたします。

記

調査事項：町田市と東急電鉄の協定について

調査内容：

（1）2013年 東急電鉄との「田園都市線沿線地域のまちづくり推進の基本協定」全文

〔回答〕別紙1：「町市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書」のとおり。

（2）2014年10月 東急電鉄との「南町田駅周辺まちづくりの推進に向けた協定」全文

〔回答〕別紙2：「南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書」のとおり。

（3）上記の（1）と（2）に関する関係文書の全文、及び資料類

〔回答〕別紙3：「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針策定調査の実施に関する協定書」のとおり。



## 町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書

町田市（以下「甲」という）及び東京急行電鉄株式会社（以下「乙」という）は、町田市内の東急田園都市線沿線地域（以下「対象地域」という）のまちづくりに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、対象地域が将来にわたって「住みたい」「訪れたい」「活動したい」魅力的なまちであり続けることを目指し、甲及び乙が共同でまちづくりを推進することを目的とする。

まちづくりの推進に当たっては、対象地域における既存資源を最大限に活用すること及び対象地域に新たな付加価値を付与することを基本とする。

### （検討事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力を図りながら、対象地域のまちづくりについて検討することを確認する。

- (1) 対象地域の持続的なまちづくりの推進に関する事項
- (2) 町田市の副次核（町田市都市計画マスタープランにおける「副次核」）である南町田駅周辺地区を賑わいと交流を創出する拠点として形成するための、まちづくりの推進に関する事項
- (3) 対象地域の自然資源や商業資源等を含めた、一体的な賑わいづくり、拠点機能の強化、及び関連する社会基盤の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙連携による検討が必要と認められる事項

### （市民との連携）

第3条 甲及び乙は、対象地域のまちづくりの推進に当たり、市民や地域団体との連携により進めていくものとする。

### （役割分担等）

第4条 甲及び乙は、対象地域のまちづくりの推進に当たり、役割分担等については今後協議の上、定めるものとする。

### （推進体制）

第5条 甲及び乙は、対象地域のまちづくりの推進に当たり、個別プロジェクトの実施などを円滑かつ着実に推進するための体制等について、今後協議の上、定めるものとする。

する。

(費用負担)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める検討事項において発生する費用の負担等については今後協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2019年3月末日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上定めるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、お互い誠意をもって解決にあたるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

以上

2013年12月18日

甲 東京都町田市森野2丁目2番22号  
町田市  
町田市長 石坂 文一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長





## 南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書

町田市（以下、「甲」という。）及び東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2013年12月18日付けで締結した「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書」に基づき、南町田駅周辺の副次核形成に向けて、甲と乙が協働して拠点整備に取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、『町田市都市計画マスタープラン』が示す、南町田駅周辺における「広域的な商業機能を中心としたにぎわいと交流が生まれる副次核の形成」の実現に向け、甲と乙が協働して取り組むこと（以下、「本取組」という。）を確認し、その内容及び役割分担を定めることを目的とする。

## （本取組の位置及び範囲）

第2条 本取組を実施する位置及び範囲は、別紙「位置・範囲図」を基本とする。

## （取組内容）

第3条 本取組において、甲と乙が協働して取り組む内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 立地特性をいかした鶴間公園と商業施設の一体的なエリア開発
  - 二 南北自由通路を含む、歩行者中心の交通ネットワークの再編
  - 三 多世代が地域に住み続けるための地域の住み替えサイクルの創出
- 2 甲と乙は、協議のうえ、必要と認めた場合には、前項各号に掲げる取組内容を変更することができるものとする。

## （推進体制）

第4条 甲と乙は、本取組を推進するために、連絡調整会議を設置するものとする。

- 2 前項の連絡調整会議の組織及び運営については、甲乙間で、別途、協議して定めるものとする。

## （役割分担等）

第5条 甲と乙は、双方がまちづくりの主体として協働して本取組を推進するものとし、甲乙相互に次の各号に取り組むものとする。

- 一 甲は、南町田駅周辺におけるまちづくりの方向性及び本取組の基本的な考え方について、「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」（2015年3月策定予定。以下、「基本方針」という。）において明らかにするものとし、乙は、基本方針策定に係る検討調査に協力する。
- 二 甲は、基本方針の実現に向けて、乙による取組と連携を図りながら、鶴間公園や歩行者ネットワークの整備等、公共施設等の整備改善に積極的に取り組む。
- 三 乙は、商業計画及び住宅計画等、副次核のにぎわい創出に資する計画立案及び実施に積極的に取り組む。

(取組方法等)

第6条 甲と乙は、まちづくりに関する事項及び南北自由通路に関する事項等について、別途協定を締結して推進するものとする。

2 本取組の費用負担については、取組内容に応じて甲乙が応分の負担をするものとし、負担額、支払時期及び方法等の詳細については、甲乙が別途協議して定めるものとする

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2021年3月末日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上定めるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

2014年10月1日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号  
町田市  
市長 石阪 文一

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長

## 南町田駅周辺地区拠点整備基本方針策定調査の実施に関する協定書

町田市（以下、「甲」という。）及び東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2014年10月1日付けで締結した「南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書」（以下、「まちづくり協定書」という。）第6条第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定書は、甲と乙が連携して、まちづくり協定書 第5条第1号に定める「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」の策定に係る調査（以下、「本調査」という。）を実施することを目的とする。

## （施行者及び内容）

第2条 本調査は、乙が代表で施行するものとし、内容は以下のとおりとする。

- 一 整備プログラムの検討（事業手法及び整備スケジュールの検討並びに社会資本総合整備計画の立案など）
- 二 都市計画素案の作成

2 本調査の内容に変更を要する場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

## （着手日及び完了期限並びに完了報告）

第3条 本調査は、協定締結日から着手し、2015年3月13日までに完了させるものとし、乙は、完了後速やかに、第2条第1項各号の調査検討結果（以下、「調査検討結果」という。）を記した調査完了報告書を作成して、これを甲に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、完了期限に変更の必要が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

## （費用及び負担）

第4条 本調査に要する費用（以下、「調査費」という。）については、業務の概算総額を\_\_\_\_\_金10,000,000円也（消費税別途）とし、甲、乙の負担額は折半とする。

2 物価労賃の変動等により調査費に変更を要する場合は、あらかじめ甲、乙協議のうえ処理するものとする。

## （報告）

第5条 甲は、必要がある場合、乙に報告を求めることができるものとする。

## （完了確認及び精算）

第6条 甲は、第3条の調査完了報告書の提出を受けたときは、乙の立会のうえ、本調査の完了を確認し、かつ、完了確認書を作成し、乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の完了確認書の提出を受けた後、速やかに調査費を精算するものとする。



(調査費の支払い)

第7条 甲は、第4条第1項に定める調査費のうち、甲の負担分について、前条で定めた完了確認書の受領後に乙が発行する支払請求書により、速やかに乙に支払うものとする。

(成果品の引渡し)

第8条 乙は、第6条第1項の確認を受けた調査検討結果を、成果品として甲に引き渡すものとする。

(委託先の事前確認)

第9条 乙は、調査の一部を協力会社に請け負わせる必要がある場合、委託する内容及びその理由並びに委託先について、あらかじめ甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、前項の委託にあたっては、委託先に対し、本調査の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(資料の提供)

第10条 甲は、本調査に必要な資料について乙に提供するものとする。

2 乙は、本調査完了後、前項の資料を速やかに甲に返却するものとする。

(その他)

第11条 本協定の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

2014年10月1日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号  
町田市  
市長 石阪 丈一

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役執行役員 都市開発事業本部



位置・範囲図

